

ガイドラインの改訂のための議論の素案（1）

〔議論のポイント〕

- 本年 8 月の第一次報告を踏まえて、自己評価の定義等を改める。
- PDCA サイクルにのっとった自己評価の進め方を強調する。
- 改善策へのつながりを強調する。
- 目標設定の在り方や関連を明確化する。
 - ・ 中期及び単年度の目標との関係
 - ・ 「目標」と「評価項目・指標」の関係

〔自己評価〕

- 自己評価は、学校評価の最も基本かつ重要なものであって、学校の教職員が設定した目標等について、自らその達成状況や達成に向けた取組状況等を評価することにより、学校の現状と課題について把握し、今後の学校運営の改善に活用することを目的として行うものである。
具体的には、以下のような点に留意して実施する。

① 目標設定

具体的かつ明確な目標の設定

- 学校が、教育活動その他の学校運営について、目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)という PDCA サイクルに基づき、継続的に改善していくためには、目標を適切に設定することが重要である。その際、効率的かつ実効性ある取組につなげていくため、学校の課題や特色などその実情に応じた重点化を図り、具体的かつ明確な目標や計画等を設定することが重要である。

《 ※以下 3 段落は便宜的な案※ 》

- このため現在、各学校においては、学校全体の基本となる教育目標が設定されるのが通例である。この学校教育目標は、目指す子ども像を示すなど、学校経営を通じて目指す理想の姿を示すものであり、普遍的・抽象的な内容であることが多い。

○ この学校教育目標の実現を目指す上で、別に具体的な目標や計画を設定することが必要となる。

このため、学校教育目標や校長をはじめ教職員の目指す理想、学校の置かれている実情等を踏まえて、中期的な学校経営の方針を策定することが通例である。さらに、この中期的な方針を敷衍して、~~とともに、~~いま学校が特に重点を置いて目指すべき成果等を、単年度など短期的（場合によっては中期的）な重点目標や教育計画として具体的かつ明確に定めることが必要となる。

○ その際、重点として設定する目標は、学校の全教職員がそれを常に意識して取り組むことができるよう、学校運営の全分野を網羅するのではなく、なるべく絞り込むことが重要である。

自己評価の評価項目との関連付け

○ ~~やそれ~~自己評価は、短期的（あるいは中期的）な重点目標等の達成を目指す PDCA サイクルとして行うことを基本とすることが適当であり、その達成に向けた具体的な取組等を評価項目として~~に関する中期と単年度の目標を具体的に~~設定する。

○ また、その評価項目の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するための指標を設定する。

必要に応じて、指標の達成状況等を把握するための基準を設定する。

参考例：重点目標「読書活動の推進」（※檜山委員の資料を一部改編して使用）

評価項目 学校図書館の充実

蔵書の充実のための取組 (ex. 「蔵書基準の100%達成」)

設備の充実のための取組

学級文庫の充実

蔵書の充実のための取組

児童の利用を促すための取組

読書の習慣付けと読書時間の確保

朝の読書活動に関する取組

家庭での読書の推進のための取組

○ ~~目標~~このように、評価項目や指標の設定に当たっては、~~学校運営の自律的な改善と地域住民・保護者の学校運営への参画を促進するとともに、全国的に一定水準の教育の質を保証しその向上を図る観点から、~~重点目標等の達成に即した具体的かつ明確なものとすることが重要である。

同時に、学校が抱える課題等を把握するためには、全方位的な点検・評価も重要である。また、あまりに重点化された目標等を指向するのみでは、学校運営全体における力点の置き方に均衡を失する可能性もある。このことから、次の②に留意し、日々の学校運営の中で必要に応じ幅広い「全方位型」の点検等を適宜行うことが大切であり、例えば一定の時期に学校の取組の状況について全方位的なチェックを行うことなどが考えられる。

○ このような観点から、各学校は、具体的な目標等を設定した自己評価を実施するとともに、後述する「3. 評価の項目、指標の例（※仮称）」もを参考にしながら、各学校の状況に応じた全方位的な点検を行うことが望まれる。また、場合によってはそれを自己評価の中で適宜実施することも考えられる ~~て取捨選択して設定する。~~

○ ~~本ガイドラインでは、「指標」を「物事の見当をつけるためのめじるし」という広い意味で用いている。このため、後述する「3. 評価の項目、指標の例」では、目標の達成状況を把握するためのものだけでなく、達成に向けた取組の状況を把握するための指標も含まれている。また、数値によって定量的に示すことのできない指標も含まれている。~~

- なお、各学校が目標を設定する場合には、上記のほか次の点に留意する。
- ・ 前年度に作成した自己評価書や外部評価書に示されている改善方策等 についてを、当該年度の目標設定に反映させる。
 - ・ 児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート、保護者や地域住民との懇談会などを活用し ~~つつ~~、その意見や要望を通じて学校の長所や課題を把握した上で、目標を設定する。
 - ・ ~~目標は、できるだけ重点化し、総花的な目標の設定は避ける。~~
 - ・ 目標は、設置者等の学校教育に関する方針も踏まえたものとし、必要に応じて、設置者が目標設定に関する支援を行う。

学校全体としての達成すべき目標の共有と実現体制の整備

○ 各学校が策定する教育課程、指導計画、学校保健計画、学校安全計画、研修計画、運営方針等の各種具体的な計画や、校務分掌、校内組織は、上記の目標 や計画等の達成を目指す上で 適した内容となるよう、随時見直しを行うことが重要である。その際、必要性が低くなったものについては廃止も含めた柔軟な対応が求められる。

○ また、目標や計画及びその達成に向けた方策は、校長のリーダーシップの下で全教職員の間で共有し、目標達成に向けた意識を醸成するようにする。そのためにも、全教職員で共有できる程度の量や内容に重点化するよう意識的に取組むことが求められる。

② 自己評価の実施と学校運営の改善

<日常的な点検等による継続的な情報・資料の収集・整理>

○ 自己評価においては、①にあるように学校の実情に即した具体的かつ明確な目標等を設定して行うことを基本とすることが適当であるが、学校評価の取組とは別に、そもそも学校として当然に満たすべき法令上の諸基準等を満たしているかどうかという合規性のチェックが重要である。

○ このような細部にわたる日常的な点検や、諸法令等に基づく詳細な基準適合性などについては、日々の学校の校務分掌や、設置者などによる専門的なチェックにより各分野においてきちんと担保されることが重要である。

学校評価においては、例えば、それらのチェックが適切に行われているかどうかや、また、必要に応じて、特に重点をおいて取り組むべき項目について、評価対象とすることが適当である。自己評価の評価項目・指標として、日常点検のチェック項目等を各分野にわたり逐一取り上げて取り組むことは適当ではない。

~~○ なお、以下に日常的なチェックにおいて取り組んだり、○目標の達成状況を検証し、その原因分析等を行うためには、成功事例、失敗事例など具体的な事実を重視する必要がある。また、教育の成果を客観的な情報・資料で示す仕組みを構築することも重要である。~~

~~○ このため、各学校は、例えば、次のような情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員間で共有することが望ましいと考えられる事項を掲げるので、参考として活用することが期待されるとともに、校内における目標の達成状況の把握や原因分析等に活用することが望ましい。~~

① 法令上、作成等が義務づけられている資料

【例】・ 指導要録、出席簿、健康診断票

② 児童生徒の状況に関する情報等

【例】・ 授業時間ごとの出欠や遅刻等の状況

- ・ あいさつ、掃除、給食、委員会活動等、学校における生活態度
- ・ 児童生徒からの意見、要望等
- ・ 生活環境

③ 保護者、地域住民等からの意見や要望等

【例】・ 保護者、地域住民、PTAなどからの問い合わせ、意見、要望等

④ 教職員に関する情報等

【例】・ 教職員の研修受講状況

- なお、個人情報保護のため、情報・資料の管理を徹底する。

<評価の実施と学校運営の改善>

- 自己評価は、校長のリーダーシップの下、全教職員が参加して組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。
- 各学校は、~~収集した事例や~~予め設定した評価項目・指標を用いて、目標の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握・整理する。その整理結果をもとに、各学校での教育活動その他の学校運営に関する取組が適切かどうかを評価検証し、その改善方策を検討する。
- 目標の達成状況の把握・整理と取組の適切さの評価検証は、各学校・地方公共団体の事情に応じて、教育活動の区切りとなる適切な時期に行う。また、中間的な評価を実施し、その結果を設置者に伝えることにより、必要な支援・援助を求めることも考えられる。※ →参考例としてスケジュールを示すかどうか。
- なお、普段の教育活動の中で課題等が見つかった場合、評価の実施時期にとらわれず、すみやかに改善に取り組むことが望ましい。
- 学校の教育活動等の成果は、学校の取組だけではなく、児童生徒や家庭、地域の状況にも影響されるものであり、目標が未達成という事実のみをもって、取組が不十分であると判断できるわけではないことに留意する必要がある。
- また、特定の指標だけに着目したり、指標の数値の向上を目指したりする中で、目標から外れた学校運営や改善方策の立案が行われたり、単に数値を上げることのみが目的となって本来のあるべき姿が見失われることのないよう十分に注意する必要がある。
- 目標の達成状況の把握・整理と取組の適切さの検証では、児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、児童生徒による授業評価を含む、児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート等の結果を活用する。なお、アンケート等の実施に当たっては、匿名性の担保に配慮する。
- 取組の適切さの検証では、目標の達成状況と、目標達成に向けた取組との間の因果関係の把握に努めるものとする。
- また、設定した目標や各種具体的計画そのものが適切であったかどうかについても、

~~検証評価~~の対象とすることが必要である。

③ 自己評価書の作成

- 各学校は、評価結果を自己評価書にとりまとめる。
- 自己評価書には、各種の具体的かつ明確な目標・計画等、目標の達成状況及び取組の状況、取組の適切さの検証結果に加え、それを踏まえた今後の改善方策などについて、簡潔かつ明瞭に記述する。~~各学校で作成している年度末の反省資料等を、自己評価書を作成する際に有効に活用することも考えられる。~~
- 各学校は、児童生徒の個人情報保護や安全確保に留意して、自己評価書に記述して公表する情報・資料と、非公表扱いとする情報・資料を区分する。

ガイドラインの改訂のための議論の素案（２）

〔議論のポイント〕

- 本年８月の第一次報告を踏まえて、外部評価の定義等を改める。
- 外部評価委員会にかえて、学校評議員、学校運営協議会をそのまま活用することについて、留意点を明記する。
- 授業参観等の能動的な評価活動を強調する。

〔学校関係者評価〕

- ~~外部学校関係者~~評価は、保護者や地域住民などの学校関係者等が、自己評価結果を評価すること等を通じての客観性を高めるとともに、教職員学校と地域住民・保護者等が学校運営の現状と課題について共通理解を深めて連携を促し持ち協力することにより、教育活動その他の学校運営の改善に協力してあたることを促すが適切に行われるようにすることを目的として行う実施する。
具体的には、以下のような点に留意して実施する。

① ~~外部学校関係者~~評価委員会

- 設置者は、各学校ごと又は同一地域内の複数の学校ごとに、学校関係者などの外部評価者により~~り~~構成される委員会等（以下、「学校関係者外部評価委員会」という。）を設置する。

- ~~外部評価者委員~~としては、保護者、学校評議員、~~P T A 役員（保護者）、~~地域住民等が考えられる。~~外部評価の客観性や専門性を高めるため、大学の研究者や他校の教職員等、学校教育について専門的な知識や経験を持つ者の参加を求めることも考えられる。~~

- ~~外部~~また、学校関係者評価委員会にかえて、学校評議員や学校運営協議会等の既存の保護者、地域住民等による組織を活用して外部評価を行うことも考えられるが、学校関係者評価の取組が学校内部だけのものとならず、透明性の高い広がりをもったものとなるよう、評価者として学校に在籍する児童生徒の保護者を含める等の工夫が求められる。

- ⊖ また、接続する他段階の学校の教職員が評価者として加わるなどにより~~から~~評価を受けること、例えば、中学校が小学校や高等学校の教職員から評価を受けることも考えられる有効である。さらに、大学等の研究者を評価者として加えること~~大学との連携により、専門的な助言を受けることも有効であると~~考えられる。

- ~~外部評価者委員~~への就任を依頼する際には、学校訪問や~~外部評価書~~の作成、守秘義務など、どのような負担等が生じるかを説明し、あらかじめ各委員の理解を得ることが必要である。

② ~~外部学校関係者~~評価の実施

- 各学校は、~~外部学校関係者~~評価の実施に先立って、下記資料の提示事項をはじめとして、~~する~~教育活動その他の学校運営の状況について、~~外部学校関係者~~評価委員会に説明する。
 - ・ 各学校の~~中期と単年度の~~具体的目標及び各種具体的計画
 - ・ 各学校の~~本年度の~~自己評価結果及び~~それを踏まえた~~改善方策
 - ・ ~~前年度の学校評価結果及びそれを踏まえた改善方策~~

~~○~~ ~~その他、外部学校関係者~~評価の実施に必要なと考えられる資料や、~~学校関係者評価委員会から求められた資料のうち提示することが適当ではないものを除くものについて、学校は積極的に提示することが求められる。~~

- ~~外部学校関係者~~評価委員会は、必要に応じ、~~学校訪問や教職員、児童生徒、保護者から意見聴取を行う。~~具体的には、~~授業や学校行事の~~参観、教職員及び児童生徒との対話、校外活動の参観、~~職員会議の参観等の機会を適宜行う設けること等が考えられる。~~
- ~~外部評価ではこれらを通じて、外部学校関係者~~評価委員会と学校との間での十分な意見交換や対話を~~行い通じて、お互いの~~理解を深めるよう努力することが重要である。

- ~~外部学校関係者~~評価委員会は、~~各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、~~
 - ・ 学校の自己評価が適切に行われたかどうか、~~また、その結果を踏まえた改善方策が適切かどうか。~~
 - ・ ~~教育活動その他の~~学校運営の改善に向けた~~実際の~~取組が適切かどうかを~~評価検証する~~ことを基本とする。

③ ~~外部学校関係者~~評価書の作成

- ~~外部学校関係者~~評価委員会は、評価結果を~~外部学校関係者~~評価書にとりまとめる。
- ~~外部学校関係者~~評価書には、~~目標の達成状況や取組の状況、取組の適切さの検証結果~~自己評価結果に関する意見や、教育活動その他の学校運営の改善に関する意見などについて、簡潔かつ明瞭に記述する。

- ~~外部~~学校関係者評価委員会は、児童生徒の個人情報保護や安全確保に留意して、~~外部~~評価書に記述して公表する情報・資料と、非公表扱いとする情報・資料を区分する。

-
- なお、学校関係者評価書を、自己評価の評価書と併せて作成することも考えられる。

ガイドラインの改訂のための議論の素案（3）

〔議論のポイント〕

- 本年8月の第一次報告を踏まえて、記述を改める。
- 改善策へのつながりを強調する。

〔評価結果の説明・公表、設置者への報告及び設置者等による支援や条件整備等の改善〕

① ~~自己評価の結果の説明・公表、設置者への報告提出~~

- 各学校は、~~学校評価の結果及びそれを踏まえた改善方策について自己評価書の内容を、学校便りへの掲載などの方法により、広く保護者に周知する。さらに、PTA総会を活用して保護者等を対象とした説明を行ったり会や学校便り、学校のウェブサイトや地域広報誌への掲載などの方法により、より広く、より深く内容が周知されるよう努める保護者、地域住民に説明する。各学校は、自己評価書の説明を契機として、保護者、地域住民と継続的な対話を図り、教育の改善に向けた具体的な交流・協力活動を行うことが重要である。~~

- ~~また、自己評価書を学校のホームページに掲載するなどの方法により、広く一般市民に公表する。~~

<自己評価書・外部評価書の設置者への提出>

- 各学校は、自己評価書及び外部評価書並びにこれらを踏まえた改善方策をとりまとめた報告書を設置者に提出する。なお、これらを一つの報告書としてとりまとめて提出することも考えられる。
- ~~自己評価書を提出するその際には~~、自己評価を行う際に利用した、児童生徒、保護者、地域住民からの意見や要望、児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート等（外部アンケート等）の結果などの具体の情報・資料を含める。

~~② 外部評価の結果の説明・公表、設置者への提出~~

~~○ 外部評価委員会は、外部評価書を学校に提出する。各学校は、外部評価の結果を受けた対応をとりまとめる。~~

~~○ 各学校は、外部評価書と学校の対応をとりまとめた文書を設置者に提出するとともに、保護者を対象とした説明会や学校便り、地域広報誌への掲載などの方法により、保護者、地域住民に説明する。また、外部評価書を学校のホームページに掲載するなどの方法により、広く一般市民に公表する。~~

~~○ 学校が外部評価書を公表する際は、自己評価と同様の事項に留意する。~~

② 設置者等による支援や条件整備等の改善

<設置者による学校に対する支援や条件整備等の改善>

○ 設置者は、各学校の自己評価書、外部評価書、学校訪問や校長に対する意見聴取等により、各学校の教育活動その他の学校運営の状況を把握し、それらをもとに、学校に対する支援や条件整備等の改善を行う。なお、設置者は、承認・届出を要する事項の見直しや学校の裁量により執行できる予算の措置など、学校の自主性・自律性を高めるようにすることが重要である。

○ 設置者は、学校評価の結果等を踏まえ、下記の事項について、現状を把握し改善を行う。

- ・ 学校運営に関する教育委員会への承認・届出の状況
- ・ 学校の裁量により執行できる予算の措置状況
- ・ 指導主事等による学校運営に関する専門的事項の指導
- ・ 教職員の配置、服務監督、研修の実施状況

○ また、設置者は、学校からの要請、全国的な標準等を踏まえて、下記の事項について、現状を把握し改善を行う。

- ・ 教材の整備状況（教材関係予算措置状況の調査結果 等）
- ・ 学校施設の整備状況等（耐震化、アスベスト対策 等）
- ・ 学校図書館の整備状況（学校図書館図書標準との比較 等）
- ・ 学校教育の情報化の状況（学校教育の情報化に関する実態調査結果 等）
- ・ 学校施設・設備の安全・維持管理の状況

<学校の自己評価に対する指導・助言>

- 設置者は、各学校から提出された報告書自己評価書をもとに、特に学習指導など専門性が要求される事項について、各学校の自己評価をはじめ学校評価が適切に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかを検証し、学校運営の改善に向けた指導・助言を行う。
- 設置者は、上記の指導・助言の実施に当たって、必要に応じ、学校訪問や教職員、児童生徒、保護者、地域住民、学校関係者外部評価委員会等に対する意見聴取を行う。

<都道府県教育委員会等の対応>

- 都道府県教育委員会が、県費負担教職員の定数・配置・給与等を適正に管理し改善することができるよう、設置者である市区町村の教育委員会が、学校評価の結果及び改善状況についての情報を都道府県教育委員会に適切に伝えることが必要である。
- 都道府県教育委員会は、設置者からの報告を受けて、必要に応じ、教職員の配置、研修の実施、指導主事等の派遣などの措置を講じる。
- 各学校において自己評価や学校関係者外部評価が適切に行われるためには、評価に携わる者が評価について一定の知識を持つことが不可欠である。このため、各都道府県（政令指定都市）の教育委員会が、設置者と連携しながら、学校評価の実施にあたり、各学校で中心となる教職員の研修や、外部保護者等の評価者の知識の向上を目的とした研修を行うことが必要である。

ガイドラインの改訂のための議論の素案（４）

〔議論のポイント〕

- 本年８月の第一次報告を踏まえて、学校評価の実施手法の定義等を改める。
- その他、自己評価、学校関係者評価等の具体的な在り方を踏まえて改める。

〔学校評価の実施方法〕

- 本ガイドラインでは、学校評価の実施手法を以下の３つの形態に整理要素から構成している。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 各学校の教職員が自ら行う評価及び学校運営の改善【自己評価】(2) 自己評価結果を踏まえて、保護者、地域住民等の学校関係者などの外部評価者により構成された評価委員会等の外部評価者が行う評価及び学校運営の改善【学校関係者評価外部評価】(3) 学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価【第三者評価】評価結果の説明・公表、設置者への提出及び設置者等による支援や条件整備等の改善 |
|---|

- それぞれの概要と全体的な流れは以下のとおりである。それぞれの詳細については、次章に詳述する。

自己評価

- 自己評価は、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、予め設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や自らの取組の適切さ等について評価を行うものである。

- 自己評価を行うにあたっては、いたずらに網羅的・チェック的な評価に終始したり、具体の改善につながらない「評価のための評価」に留まることがないように特に留意する。
各学校の課題や特色等を踏まえた具体的かつ明確な目標を設定（P）し、その実現を図るための取組を進める（D）とともに、その取組を適切に評価できる項目・指標を設定して評価を行い（C）、その結果を踏まえた改善策（A）を講じる、「PDCA」のサイクルにより行うことを意識することが重要である。

児童生徒・保護者対象のアンケート（外部アンケート等）

- また、児童生徒や保護者、地域住民等を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持

っているかを把握し、それらを踏まえて自己評価を行い、教育活動等の改善を図ることが重要である。

また、なお、従前これを「外部評価」ととらえてきた例もみられるが、次に示すように「学校関係者評価」として保護者等による評価を行うことが求められるものであり、アンケート等については、学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況の把握や取組の適切さ等について評価するためのもに必要情報収集の一環ととらえることが適当である。

本ガイドラインにおいては、これを「外部アンケート等」と称する。

自己評価結果を踏まえた学校関係者評価

- ~~外部~~学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などの外部評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価結果を踏まえて評価を、~~学校評議員、PTA役員（保護者）、地域住民等の外部評価者が評価する方法を基本として~~行うものである。

第三者評価について

- 第三者評価は、その学校に直接かかわりをもたない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的(第三者的)立場から評価を行うものである。
- なお、本ガイドラインは、主として自己評価及び学校関係者評価について取扱うものであり、第三者評価を活用した学校評価の在り方については最小限の記述に留める。

「外部評価」の用語について

- 従来広く用いられてきた「外部評価」の用語については、狭くは保護者や地域住民による評価を、広くは第三者評価も含めて学校外の有識者等による評価を指す用語として使われており、同じ語を用いながらその具体的内容は様々であった。
- このことから本ガイドラインでは、「外部評価」を構成する要素やその性質に鑑み、これを保護者や地域住民など学校と密接な関係を有する者による「学校関係者評価」と、学校と直接関係を有しない専門家等による「第三者評価」の2つに、概念上分けて整理している。

学校評価の実施形態について

- 上記のように、自己評価と外部アンケート等、及びそれらを踏まえた学校関係者評価の実施と、その結果の公表が、学校における学校評価を進める上での基本となる。
ただし、~~3つの要素~~これらは、必ずしもこの通り段階を追って行われなければならないものではなく、例えば2つ以上の要素を併せ持つ取組を同時に行うこともあり得る。
例えば、教職員と保護者・地域住民が1つの組織を設けて自己評価と外部評価を同時に行うことや、~~外部評価結果の設置者への報告にかえて外部評価者に設置者の職員を加えることなどが考えられる。~~保護者・地域住民の他に大学教員等の有識者を加えて第三

者評価的な要素を加えた評価を実施することなども考えられる。

- また、「学校関係者評価」の用語について、略して「関係者評価」、または「保護者等による評価」、あるいは自己評価に対するものとして単に「外部評価」など、適宜わかりやすい用語を用いることも考えられる。

報告書のとりまとめについて

- 自己評価及び学校関係者評価については、その結果の単なる分析ではなく、それを踏まえた今後の改善方策について検討し、それらを併せて報告書として文書にとりまとめることが重要である。

評価結果の公表について

- 自己評価及び外部学校関係者評価の結果に関する報告書は、その公開する対象や使用する媒体に応じて適宜要約するなどして、学校便りや学校のホームページに掲載するなどにより公表する。また、保護者や地域住民等に対して説明する機会を設けるなど、~~とともに、学校のホームページに掲載することなどにより、~~広く公表周知するための工夫が求められる。

評価結果の設置者への報告について

- ~~また、~~報告書は、その学校の設置者（公立学校については設置する教育委員会、国立学校については設置する国立大学法人、私立学校については設置する学校法人）に提出する。
- 設置者は、~~学校評価の結果等提出された報告書を踏まえ参考にして、~~学校が取り組む改善策に対する支援や指導、また必要に応じて教育委員会自らが学校の改善に取り組むことが重要である~~や条件整備等を改善する。~~さらに、報告書に示された評価結果を踏まえ、~~また、設置者自身のこれまでの取組を振り返り、今後の取組に活用していくことが重要である~~は、各学校の評価の適切さについても必要な指導・助言を行う。

〔自己評価・学校関係者評価の進め方（イメージ案）〕

